

1 計画処理区域内人口		市内全域	183,056
2 水洗化・生活排水処理人口			167,325
(1) コミュニティ・プラント			
(2) 合併処理浄化槽	個人等		18,823
(3) 下水道	宇治市(公共)	宇治川東岸-菟道等	58,104
	京都府(流域)	宇治川西岸-横島町・小倉町・広野町等	90,398
(4) 農業集落排水施設			
3 水洗化・単独処理浄化槽(生活排水未処理人口)	個人等		13,355
4 非水洗化人口	し尿収集	城南衛生管理組合	2,367
	自家処理	個人等	9
5 計画処理区域外人口			

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項目種類	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	備考
し尿	城南衛生管理組合(委託)	市内全域	おおむね20日毎収集	定期収集
			随時	臨時収集
浄化槽汚泥	許可業者	市内全域	年1~2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

種類	区分	収集運搬			中間処理		
		処理主体	量	搬入先	し尿処理		
				処理主体及び施設	搬入者及び量	処理量	処分方法
し尿	城南衛生管理組合(委託)	3,837 k1/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	城南衛生管理組合(委託) 3,837k1/年	3,837 k1/年	公共下水道排出
						g t/年	焼却処分(し渣等)
浄化槽汚泥	許可業者	10,636 k1/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	許可業者 10,636k1/年	10,636 k1/年	公共下水道排出
						25 t/年	焼却処分(し渣等)

最終処分		
し尿処分		
処理主体及び施設	量	処分方法
京都府洛南浄化センター	3,837 k1/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	9 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)
京都府洛南浄化センター	10,636 k1/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	25 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーンピア沢
所 在 地	八幡市八幡沢1
処 理 方 式	前処理+希釈+公共下水道排水

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーン21長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	焼却処理

・最終処分場
(埋立)

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	泉大津沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	泉大津市夕風町地先
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	—
埋 立 面 積	17,000㎡	2,030,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	31,000,000㎡
残 余 量	84,300㎡	—

(放流)

処 理 主 体	京都府
施 設 名 称	洛南浄化センター
所 在 地	八幡市八幡焼木他
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 標準活性汚泥法 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過
面 積	20.3ha
処 理 能 力 水 量	222,300㎡/日
放 流 先	宇治川

(揭示済)

宇治市告示第29号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱
中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、令和5年3月31日」を「、令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第30号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次の

とおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第31号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

(宇治市文書区分等に関する要綱の一部改正)

第1条 宇治市文書区分等に関する要綱(平成10年宇治市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア(エ)中

「 を

市民税課	1500600	総税
資産税課	1500700	総資
納税課	1500800	総納

」に改め、同号

税務課	1500900	総税務
-----	---------	-----

ア(キ)中「 を

地域福祉課	4100060	福地
-------	---------	----

」に改める。

乳幼児教育・ 保育支援セン ター準備室	4100030	福乳保
地域福祉課	4100060	福地

(宇治市市税徴収嘱託員取扱要綱の一部改正)

第2条 宇治市市税徴収嘱託員取扱要綱(平成13年宇治市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、総務・市民協働部納税課」を「、総務・市民協働部税務課」に改める。

別記様式の(表)中「総務・市民協働部納税課」を「総務・市民協働部税務課」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第32号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱(昭和59年宇治市告示第153号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、保育を必要とする障害児の保育」を「、障害児保育」に、「保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第30条第1項」を「第20条第4項」に改める。

第2条第1号中「保育認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 教育標準時間認定 子ども・子育て支援法第20条第1項の認定(同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)をいう。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

補助区分	基準額	対象経費
重度・中度障害児(医療的介助の対象と	教育標準時間認定 1人につき月額 65,300円	障害児保育事業に必要な経費
保育短時	1人につき月額	

なる障害児を除く。)	間認定	106,750円	
	保育標準時間認定	1人につき月額 124,930円	
軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)	教育標準時間認定	1人につき月額 21,770円	
	保育短時間認定	1人につき月額 52,270円	
	保育標準時間認定	1人につき月額 60,640円	
医療的介助の対象となる障害児が入所している保育所等		1箇所につき月額 173,350円(対象となる障害児が教育標準時間認定のみである場合には、137,580円)	障害児保育事業に必要な経費(看護師の配置に要する経費に限る。)

別記様式第1号中「、宇治市障害児保育事業補助金交付要綱に基づき」を削り、「添付して」を「添えて」に、

「 を

標準時間・短時間

」に、

教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間

」を

延べ月数	医療的介助の内容

」に

延べ月数	認定区分	医療的介助の内容
	教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間	
	教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間	

、

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育標準時間認定)	人	月	円	円
重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育短時間認定)	人	月	円	円

を「

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(教育標準時間認定)	人	月	円	円
重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)	人	月	円	円

(保育標準時間認定)				
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (保育短時間認定)	人	月	円	円
軽度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）（教育標準時間認定）	人	月	円	円

に、
「

医療的介助の対象となる障害児	人	月	円	円
----------------	---	---	---	---

「

医療的介助の対象となる障害児 (教育標準時間認定)	人	月	円	円
医療的介助の対象となる障害児 (保育標準時間認定・保育短時間認定)	人	月	円	円

、「～ 月 日」を「から 月 日まで」に改める。
別記様式第2号中

「(保育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育短時間認定) 人」

を
「(教育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育短時間認定) 人
軽度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(教育標準時間認定) 人」

に、「医療的介助の対象となる障害児 人」を
「医療的介助の対象となる障害児 に改める。

(教育標準時間認定) 人
医療的介助の対象となる障害児
(保育標準時間認定・短時間認定) 人」

別記様式第4号中「、宇治市障害児保育事業補助金交付要綱に基づき」を削り、「

標準時間・短時間

に、

教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間

「

延べ月数	医療的介助の内容

「

延べ月数	認定区分	医療的介助の内容
	教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間	

教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間

「

重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (保育標準時間認定)	人	月	円	円
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (保育短時間認定)	人	月	円	円

を「

重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (教育標準時間認定)	人	月	円	円
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (保育標準時間認定)	人	月	円	円
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。） (保育短時間認定)	人	月	円	円
軽度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）（教育標準時間認定）	人	月	円	円

に、

医療的介助の対象となる障害児	人	月	円	円
----------------	---	---	---	---

「

医療的介助の対象となる障害児 (教育標準時間認定)	人	月	円	円
医療的介助の対象となる障害児 (保育標準時間認定・保育短時間認定)	人	月	円	円

、「～ 月 日」を「から 月 日まで」に改める。
別記様式第5号中

「(保育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育短時間認定) 人」

を
「(教育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育標準時間認定) 人
重度・中度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(保育短時間認定) 人
軽度障害児（医療的介助の対象となる障害児を除く。）
(教育標準時間認定) 人」

に、「医療的介助の対象となる障害児 人」を
「医療的介助の対象となる障害児 に改める。
(教育標準時間認定) 人
医療的介助の対象となる障害児
(保育標準時間認定・短時間認定) 人」

別記様式第6号中「、宇治市障害児保育事業補助金交付要綱に基づき」を削り、

「標準時間・短時間」を

標準時間・短時間

「教育標準時間・保育標準時間・保育短時間」に、

教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間

「延べ月数」を「医療的介助の内容」に

延べ月数	医療的介助の内容

「延べ月数」「認定区分」「医療的介助の内容」に

延べ月数	認定区分	医療的介助の内容
	教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間	
	教育標準時間・ 保育標準時間・保育短時間	

、「～月日」を「から月日まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第33号

令和5年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和5年度の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

令和5年4月3日

宇治市長 松村 淳子

(揭示済)

訓令甲

宇治市訓令甲第1号

宇治市職員証取扱規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市職員証取扱規程の一部を改正する規程

宇治市職員証取扱規程(昭和42年宇治市訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(宇治市広報事務に関する規程の一部改正)

第1条 宇治市広報事務に関する規程(昭和42年宇治市訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「宇治市大久保青少年センター条例(昭和62年宇治市条例第33号)第2条に規定する大久保青少年センター」を削る。

(宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市職員の職務名に関する規程(昭和44年宇治市訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を第32号とし、第18号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

㊦ 副室長

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第3条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程(平成17年宇治市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「納税課主幹」を「市税その他収入金の収納事務に関すること。」に

納税課主幹	市税その他収入金の収納事務に関すること。
-------	----------------------

「市民課主幹」を「戸籍に関すること。」に

市民課主幹	戸籍に関すること。
税務課担当課長	固定資産税以外の市税に関すること。
税務課担当課長	固定資産税に関すること。

「福祉こども部」を「こども福祉課主幹」「こども福祉課主幹」「保育支援課主幹」に

福祉こども部	こども福祉課主幹	地域子育て支援拠点事業(げんきひろば)及びファミリーサポートセンター事業の施設及び個人情報の管理に関すること。
	こども福祉課主幹	こども家庭相談に関すること。
	保育支援課主幹	小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

を「福祉こども部」を「乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹」「乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹」「乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹」に

福祉こども部	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	乳幼児教育・保育推進事業及び(仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターの準備に関すること。
	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	
	乳幼児教育・保育支援センター準備室主幹	